

住之江区役所発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(少額随意契約を除く)

令和元年第1四半期契約

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約 理由	WTO
1	平成31年度住之江区中学生の海外派遣事業	その他代行	株式会社 近畿日本ツーリスト関西	4,396,000	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	咲洲ウェルネスプロジェクト スポーツのまち 南港・咲洲地域活性化事業関連業務	その他代行	大阪ガス株式会社	5,275,800	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
3	見守りあったかネット事業運營業務	その他代行	社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会	11,945,765	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
4	平成31年度 地域による人と家の見守り活動支援事業業務委託	その他代行	社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会	4,489,000	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
5	平成31年度 豊かなコミュニティとマルチパートナーシップ等形成促進事業	その他代行	住之江区地域コミュニティ連合体 代表者 一般財団法人大阪市コミュニティ協会	9,511,927	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
6	平成31年度 大阪市住之江区における新たな地域コミュニティ支援事業	その他代行	社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会	18,816,500	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
7	平成31年度住之江区人権啓発推進事業 地区人権学習会運營業務業務委託	映画製作・広告・催事、印刷	一般財団法人 大阪教育文化振興財団	1,544,513	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
8	住之江区広報紙「さざんか」(平成31年5月号～平成31年6月号)企画編集及び印刷業務委託	デザイン企画印刷	サンケイ総合印刷株式会社	1,992,158	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G26	—
9	地域防災力強化事業 ～未来につなぐ防災人材育成～ 業務委託	その他代行	公立大学法人大阪	2,970,000	令和1年6月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

# 1

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平成31年度住之江区中学生の海外派遣事業

### 2 契約の相手方

株式会社近畿日本ツーリスト関西

### 3 随意契約理由

本事業は、区内の市立中学校に在籍する中学生が普段の環境とはまったく異なる文化、社会に触れることで、グローバルな感覚と柔軟性、自律性、積極性を身につけ、視野を広く持つとともに、世界共通語である英語の能力が身につけている人材の育成を目的としている。

事業の性質上、事業工程の組み立てや学習指導、安全管理に関し、高度で専門的な技術力が求められ、契約相手方の持てる能力や経験によって事業成果に相当の差異が生じると予想される。そのため、事業者としての過去の実績におけるノウハウや企画力を活かしながら、異なる文化や社会に触れ、グローバルな感覚や英語力を身につけ、無事に帰国するという目的に合致した事業内容としていくことを重要視している。

以上により、定められた仕様にもとづく価格だけによる競争入札により事業者を決定するのではなく、事業者からの自由な発想による企画提案を受け、外部有識者による審査において最も適切な事業者を決定する公募型プロポーザル方式を採用する。

学識経験者等の意見を徴収する選定委員会において意見を聴取した結果、企画内容と費用積算の妥当性を含めた総合的な判断を踏まえ、株式会社近畿日本ツーリスト関西と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものとする。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

住之江区役所 総務課（電話番号 06-6682-9993）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

咲洲ウェルネスプロジェクト スポーツのまち 南港・咲洲地域活性化事業 関連業務

## 2 契約の相手方

大阪ガス株式会社

## 3 随意契約理由

咲洲ウェルネスタウン計画の取り組みの一環として、平成 29 年度から南港南中学校、南港緑小学校、南港渚小学校（平成 30 年度から咲洲みなみ小中一貫校に移行）の授業等へ、トップアスリートによる運動プログラム指導を、先進的教育の取り組みとして試行的に導入し、スポーツによるまちの魅力向上につなげることで、地域の活性化を図ってきた。

平成 30 年度は本格実施と位置付け、咲洲みなみ小中一貫校の授業への導入に加えて、区内の小中学生等を対象とした運動プログラム体験や、区内外の未就学児親子を対象とした運動プログラム体験を行うなど、広くまちの魅力発信を行ってきたところである。

世界レベルで活躍し、多くの貴重な経験を持つトップアスリートがコーチとなって指導することで単に子どもの体力の向上をめざすだけではなく、自らの可能性を信じて将来に向かって真摯に取り組む姿勢を学ぶことで、子どもたちが夢を持ち、この夢に向かって取り組んでいこうとする、健全で豊かな心を伸ばす教育環境の形成にも寄与している。

この成果を発展させていくためには、単発的な取り組みにとどまらず、継続的・体系的に咲洲みなみ小中一貫校の授業において、トップアスリートによる運動プログラムを継続するとともに発展しながらして実施していくことが必要である。これにより学校の魅力の一層の向上を図るとともに、南港ポートタウンを「スポーツのまち」としての拠点としていくことで、咲洲地域外の人々にもまちの魅力を知ってもらうきっかけとなる。

こうしたことから、事業実施 3 年目となる平成 31 年度は、対象者の拡充や運動プログラム体験の内容の充実を図るとともに、トップアスリートによる区広報紙（健康情報ページ）連載による「幅広い世代への健康意識の醸成」を目指すものとしている。

大阪ガス株式会社は、「NOBY T&F CLUB」を平成 21 年に設立し、世界レベルの実績を持つオリンピックメダリスト等のトップアスリートがコーチ陣となって指導を行っているほか、小学生から中学生まで、体系的・専門的に一貫性のあるプログラムによる指導を行うなど指導実績も有している。小学生や中学生を対象としたスポーツクラブがある中、オリンピックメダリスト等、トップアスリートによる直接指導を受けることができ、また個々の適性に配慮しながら一貫性のある体系的な運動プログラムによる運動指導を実施することができるのは大阪ガス株式会社のみである。また、平成 29 年度の試行実施、平成 30 年度の本格実施において、児童・生徒への指導効果が現れつつある中で、

これを継続的、効果的に実施し、さらに発展させていく必要がある。

以上のことから、当業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により大阪ガス株式会社と随意契約を行うものである。

5 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

6 担当部署

住之江区役所 総務課（電話番号 06-6682-9992）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

見守りあったかネット事業運営業務

## 2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会

## 3 随意契約理由

本事業は、従前の住之江区「虐待防止あったかネット」プロジェクトを虐待防止のみならず地域における要援護者の見守り活動に関する研修を含めたものに拡充して再構築したものである。

同プロジェクトにおいては、高齢者、障がい者、児童の虐待を未然に防ぐため、住之江区の独自事業として平成 25 年度に事業を開始し、区内 14 地域で研修を開催して、虐待に関する正しい知識を持ち、被虐待者からのシグナルを少しでも早く察知して行政その他の関係機関にいち早く通報・相談できる虐待防止サポーターを養成してきた。契約相手方については、平成 25・26・27 年の各年度で公募型企画競争方式にて選定し、3 年とも社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会と契約を締結した。同法人は、この間に、受託者として地域と連携し同プロジェクトを推進してきた実績を持つ唯一の団体である。

一方、要援護者の見守り活動については全市において「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」により平成 27 年度から取組みが開始されている。同事業については、社会福祉法に基づいて設立され、「地域福祉の推進」に区役所とともに取り組むとともに、地域の課題解決のため、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である社会福祉法人大阪市各区社会福祉協議会を特名として、大阪市福祉局より随意契約によって委託されている。

本事業は、同事業と密接な関連を持ち、それを補完する形で地域において見守り活動の研修等を行うことで見守り体制の構築や推進・維持を支援するものであり、同事業と一体的に実施する必要があるため、平成 29 年度は社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会を特名として、随意契約を行なった。

以上のことから、本件の契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するため、引き続き、社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会を特名として、随意契約を行なうものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

住之江区役所 保健福祉課（電話番号 06-6682-9906）

# 4

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平成31年度 地域による人と家の見守り活動支援事業業務委託

### 2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会

### 3 随意契約理由

本事業は地域福祉的観点から空き家問題の解決を試みるものであり、既存の地域福祉のネットワークを活用しながら、予防的な空き家対策を行う点に特徴がある。さらなる高齢化や核家族化により生じる高齢者の単身世帯の問題と、管理されない空き家の問題とを一つの地域課題と捉え、人と家の見守りとして取り組むことが有効と考えており、高齢者等への対応や新たな家の管理と地域福祉のネットワークづくりが事業の中心となる。

したがって、本業務は、一定の実績や経験を有するだけでなく、具体的な手法、実施方針、実施方法などについて、事業者からの専門的な提案を求めることにより、事業の実現性向上が大いに期待できるものとする。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当すると考えられ、本業務にとって最も適切な能力を持つ事業者を選定するためには、事業者からの自由な発想による企画提案を受け、外部有識者による審査において最も適切な事業内容を提案した事業者を決定する公募型プロポーザル方式を採用することにした。

提案事業者から提出された企画提案書をもとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、外部有識者による選定委員会において審査をおこない、優れていると評価された社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会が契約の相手方として最適であるとのことであった。

以上の理由により、特名随意契約を締結するものとする。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

住之江区役所 保健福祉課（電話番号 06-6682-9906）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成31年度 豊かなコミュニティとマルチパートナーシップ等形成促進事業

## 2 契約の相手方

住之江区地域コミュニティ連合体 代表者 一般財団法人大阪市コミュニティ協会

## 3 随意契約理由

本業務は、区民の豊かなコミュニティづくりと、地域団体、区民、NPO、企業、行政などによる多様な協働（マルチパートナーシップ）による活力ある地域社会の形成を促進する事業であり、地域社会におけるコミュニティの機能低下や「公共」の分野の拡大に対処していく必要がある業務である。

よって、定められた仕様に基づく価格だけによる競争入札により事業者を決定するより、専門のノウハウやアイデアを持つ事業者から自由な発想による企画提案を受け、最も適切な事業内容を提案した事業者から提案内容に基づいて仕様書を作成し、業務を委託した方が優れた成果を期待できると考えられるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、企画内容と費用積算の妥当性を含めた総合的な判断により、「住之江区地域コミュニティ連合体」が契約相手方として適正であるとのことであった。

住之江区においても、この意見を踏まえ、事業計画書等により地域特性や幅広いネットワークを活かしたコミュニティづくりや、多様な協働による活力ある地域社会の形成に期待ができると判断し、「住之江区地域コミュニティ連合体」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものとする。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

住之江区役所 協働まちづくり課（電話番号 06-6682-9734）



## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度 大阪市住之江区における新たな地域コミュニティ支援事業

## 2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会

## 3 随意契約理由

本業務は、「地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援」を業務内容とし、支援対象となる地域活動協議会の運営状況や抱える課題はさまざまであることから、地域活動協議会からのニーズに沿ったきめの細かい支援が求められる。

よって、地域活動協議会からの多種多様なニーズに応えるための高度な知識・技術や創造力、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務等であり、各地域活動協議会の事情に精通し、最も適切な支援手法を提案した事業者からの提案内容に基づいて仕様を作成し、業務を委託した方が優れた成果を期待できることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、企画内容と費用積算の妥当性を含めた総合的な判断により、「社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会」が契約相手方として適正であるとのことであった。

住之江区においても、この意見を踏まえ、事業計画書等により地域活動協議会の自律運営に期待ができると判断し、「社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会」と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結するものとする。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

住之江区役所 協働まちづくり課（電話番号 06-6682-9734）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度 住之江区人権啓発推進事業 地区人権学習会運営業務

## 2 契約の相手方

一般財団法人 大阪教育文化振興財団

## 3 随意契約理由

本業務は、区内の各校下における学校施設や会館という区民に身近な会場において、普段人権問題について考える機会がない方々も含めて気軽に足を運んでいただける魅力ある講演会等を開催し、より多くの方に参加していただくことにより、人権啓発効果を高めることを第一の目的としている。

上記の目的を達成するため、事業者には、専門のノウハウ・アイデアを持ち、魅力的かつ啓発効果の高い企画を提案することや、各地域のニーズや地域事業にフレキシブルに対応しながら学習会を運営していく能力が求められる。定められた仕様にもとづく価格のみによる競争入札で実施した場合、啓発効果や企画力といった観点で審査することができず、効果的に事業目的を達成することができる事業者であるかの判断をすることができない。

以上の理由から、本業務にとって最も適切な能力を持つ事業者を選定するためには、企画内容と価格を含めた総合的な判断をし、最も優れた提案を行った事業者を受託者に選定し契約する「公募型プロポーザル方式」により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会で協議した結果、企画内容・業務遂行能力・費用積算の妥当性などを含めた総合的な判断により、一般財団法人 大阪教育文化振興財団が契約相手方として最もふさわしいとのことであった。

住之江区としても、この意見を踏まえ、効果的かつ多くの参加者が期待できる企画内容の学習会を実施することができ、経費の積算についても妥当な提案であると判断し、一般財団法人 大阪教育文化振興財団と、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結するものとする。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

住之江区役所 協働まちづくり課（電話番号 06-6682-9734）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

住之江区広報紙「さざんか」（平成31年5月号～平成31年6月号）企画編集及び印刷業務委託

## 2 契約の相手方

サンケイ総合印刷株式会社

## 3 随意契約理由

本業務では、住之江区民を対象に行政情報や地域の情報を発信・周知することを目的とした広報紙を制作する。紙面は行政からの情報を一方的にお知らせする内容でなく、地域で開催される行事や催しものを積極的に取材し、住之江の良い点をアピールしながら地域に根ざしたものを作成し、情報を発信している。

当初平成31年5月号～平成32年4月号を発行する仕様で平成31年2月22日付け入札及び再入札を行ったが、予定額超過の為不調となった。次の入札を実施し契約相手方を決定するまでの間にも広報紙は発行する必要があったため、不調となった入札に参加した業者から、準備及び公告に要する最低限の期間に発行する広報紙の業務について見積を徴取した結果、最低額を提示したサンケイ総合印刷株式会社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号にもとづき随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

## 5 担当部署

住之江区役所 総務課（電話番号 06-6682-9947）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

地域防災力強化事業 ～未来につなぐ防災人材育成～ 業務委託

## 2 契約の相手方

公立大学法人大阪

## 3 随意契約理由

本事業は、区民ひとり一人の防災意識の向上と、防災知識を身に付け、身近な地域の核となり率先して活動できる人材育成が必要であり、ICT利活用など新たなアプローチ手法を研究・開発し、横断的展開が可能なモデルづくりをめざすための事業である。

住之江区においては、これまで災害に強いまちづくりとして、平成25年度に住之江区・住吉区・西成区と大阪市立大学とで連携協定を締結し、南港地域において災害による被害と避難行動を想定・試行する訓練やタブレット端末を用いた防災まち歩きなど都市防災研究や教育に関わる様々な取り組みを進めてきた。

大阪市立大学においては、阿倍野区・東住吉区・平野区においても地域防災に関する連携協定を締結し各区においてフィールドワークを展開するなど様々な取り組みを進めており、都市大阪を基盤として防災教育、防災研究を推進するために、工学部、生活科学部を始めとする全学的な人材で構成された「都市防災教育研究センター（以下、（CERD）という。）」を有し、本市特有の都市防災に精通し、防災リーダーの人材育成や防災教育を行っている。また、CERDにおいては、大阪市南部6区とともにコミュニティ防災教室を区ごとに開催してきており、平成30年度をもって一定終了したところである。その結果、CERDの保有する知見を活かして地域特性に応じたプログラムの開発に取り組むなど住之江区における地域住民組織の防災力の向上に寄与するとともに、コミュニティ防災教育としての市地域コミュニティに関する豊富な知識、経験、ネットワークも有している唯一の団体である。

さらに、CERDにおいては、湾岸5区（此花区、港区、大正区、西淀川区、住之江区）と危機管理室が協同して浸水区域外に災害時避難所を確保することを中心とした具体的かつ現実的な避難行動計画の策定にも取り組んでいる。これら知識・ノウハウに加え、平成29・30年度において大阪市立大学が大阪市湾岸エリア5区にかかる調査・分析を行った研究成果は、同大学のみが有するものであり、本業務の目標を達成するためには必要不可欠である。

以上のことにより、本件の契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するため、公立大学法人大阪を特名

として、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

住之江区役所 協働まちづくり課（電話番号 06-6682-9975）